

◆幼児教育・保育無償化 国・東京都における制度概要及び区の対応

	認可保育施設				幼稚園		認可外保育施設等（※5）			企業主導型保育	障害児の発達支援施設（※6）													
	認可保育所	認定こども園	地域型保育	新制度幼稚園	未移行幼稚園	預かり保育	認証保育所 ※保育室含む	基準を満たす認可外保育施設等	基準を満たさない認可外保育施設 【詳細は別紙3】 ベビーシッター、その他事業（一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート事業、ほっとステイ）															
国	全世帯無償化 ※1 【食材料費】 ・主食費・副食費ともに施設による実費徴収 ・生活保護世帯や区民税非課税世帯等については、引き続き副食費の免除を継続実施。 ・副食費の免除対象を拡充（年収360万円未満世帯）				・対象児童 満3歳（※7）～就学前まで ・上限金額 月額25,700円までの範囲で無償化 ※1 【食材料費】 ・給食実施の場合、副食費の補助事業を実施する。（生活保護世帯、区民税非課税世帯、年収360万円未満世帯等）		・対象児童 満3歳（※7）～就学前まで 保育の必要性の認定（※8）を受けた児童 ・上限金額 月額11,300円		・対象児童 保育の必要性があると認定された児童 ①保育施設のみ利用する児童 【上限金額】 月額37,000円 ※上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能。 ②幼稚園在園児童（満3歳（※7）～就学前まで） 【利用条件】 幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合 【上限金額】 預かり保育を含めて月額11,300円			月額31,100円までの範囲で無償化（国の現物給付）	全世帯無償化 ※住民税非課税世帯については、従来から無償											
3～5歳児 都	/				・所得制限 園児保護者負担軽減事業を再編し撤廃 ・補助金額 無償化給付額（月額25,700円）と都内幼稚園の平均保育料（月額27,500円）の差分（月額1,800円） ・補助水準 年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。 ※4		/		認証保育所の平均保育料（月5.7万円）から国の無償化分（月3.7万円）を差し引いた月額20,000円を上限として支給 利用支援部分 ※3 多子世帯支援部分 ※4			・基準を満たす施設のみ 認証保育所の平均保育料（月5.7万円）から国の無償化分（月3.7万円）を差し引いた月額20,000円を上限として支給 利用支援部分 ※3 多子世帯支援部分 ※4	/											
区の対応	国の制度に基づき無償化 【食材料費】 ・認可保育所等の主食費は、引き続き区が負担。 ・副食費については、保護者から徴収。 ・2号認定子どもの副食費の免除世帯について、区独自に年収760万円未満世帯へと拡充。 【詳細は別紙2】				・国・都の制度に基づき無償化。 ・区独自の補助金の見直し 平成30年度の区内未移行幼稚園の平均保育料（月額28,500円）と都内幼稚園の平均保育料（月額27,500円）の差分（月額1,000円）を助成。		国の制度に基づき無償化		国・都の制度に基づき無償化。 ※一部、保育の必要性認定や課税の有無に応じて、金額を調整。 【認証保育所の例】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定あり</td> <td></td> <td>月額57,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認定なし</td> <td rowspan="2">月額0円～4万円</td> <td>本則：月額0～2万円</td> </tr> <tr> <td>経過措置：月額0～4万円 ※差額（2万円）は区負担</td> </tr> </tbody> </table>				現行	改正案	認定あり		月額57,000円	認定なし	月額0円～4万円	本則：月額0～2万円	経過措置：月額0～4万円 ※差額（2万円）は区負担	・国の制度に基づき無償化	・都の多子世帯支援を実施。 ・企業主導型は、認可並の保育料で利用できる施設であるという考え方を継続し、従来通り利用者支援部分は実施しない。	国の制度に基づき無償化
	現行	改正案																						
認定あり		月額57,000円																						
認定なし	月額0円～4万円	本則：月額0～2万円																						
		経過措置：月額0～4万円 ※差額（2万円）は区負担																						

（財源割合）

※1 国1/2 都1/4 区1/4 ※2 国10/10 ※3 都1/2 区1/2 ※4 都10/10

（その他）

※5 認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすこと。ただし、基準を満たすために5年間猶予期間（経過措置）を設けることとし、2年を目処に見直す。区の対応として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を令和3年4月条例制定まで経過措置として無償化の対象とする。

※6 児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（基準該当及び共生型事業所、措置の場合も対象）

※7 満3歳児（満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児）については、「預かり保育」および「認可外保育施設等（②幼稚園在園児童）」の上限金額は月額16,300円となる。

※8 保育の必要性の認定…教育・保育給付認定（2号・3号）又は施設等利用給付認定（2号・3号）